

事業主 殿

東京都自動車整備健康保険組合
(公 印 省 略)

「年収の壁・支援強化パッケージ」における 被扶養者認定の取り扱いについて

平素より当健保組合の事業運営には、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険の被扶養者の認定に当たっては、認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上及び障害者の場合は180万円未満)であること等が要件となっています。

しかし、労働者に扶養されている配偶者は、約4割が就労されており、一定以上の収入とならないように就労調整しながら働いてらっしゃるのが現状となっております。

今回の「130万円の壁」に係る改正は、パート・アルバイト等で働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその証明(下記1事由の場合)をすることで、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断する取り扱いとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 一時的に収入が上がった場合とは

- ・当該事業所の他の従業員が退職または休職したことにより、当該労働者の業務量が増加
- ・当該事業所の業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加

※詳細については、厚生労働省ホームページ「年収の壁・支援強化パッケージ」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html) をご参照ください。

2. 新規の認定手続きの取り扱い

上記の事業主証明を受けることができる要件に該当する場合は、申請時点の収入が認定基準額を超えていても申請が可能となります。

申請の際は、現行の各種書類に加え【被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に関する事業主の証明書】の提出をお願いいたします。

※該当者がいる場合は、業務課宛ご連絡ください。

3. すでに被扶養者になっている方の取り扱い

現在、被扶養者になっている方で今回の措置に該当の理由で収入超過となる場合は、特に手続きは不要ですが、今後、被扶養者の再確認の際に【被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に関する事業主の証明書】の提出をお願いする場合がございます。

それ以外の理由の場合は、収入が超えた時点で削除届のご提出をお願いいたします。

問い合わせ先

TEL (代表) 03 (3432) 2401
業務課宛